⑯　健康・医療心理学
⑰　福祉心理学
⑱　教育・学校心理学
⑲　司法・犯罪心理学
⑳　産業・組織心理学
㉑　人体の構造と機能及び疾病
㉒　精神疾患とその治療
㉓　関係行政論
㉔　心理演習
㉕　心理実習（実習の時間が80時間以上のものに限る。）

イ　施行規則第２条に掲げる科目
①　保健医療分野に関する理論と支援の展開
②　福祉分野に関する理論と支援の展開
③　教育分野に関する理論と支援の展開
④　司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
⑤　産業・労働分野に関する理論と支援の展開
⑥　心理的アセスメントに関する理論と実践
⑦　心理支援に関する理論と実践
⑧　家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
⑨　心の健康教育に関する理論と実践
⑩　心理実践実習（実習の時間が450時間以上のものに限る。）

⑵　学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第４条第２項に定める者であって、施行規則第５条で定める施設において２年以上法第２条第１号から第３号までに掲げる行為の業務に従事したもの

なお、必要な科目は４の⑴のアに掲げる科目と同様である。

⑶　文部科学大臣及び厚生労働大臣が４の⑴及び⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

⑷　平成29年９月15日より前に学校教育法に基づく大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めたもの

なお、必要な科目は次のとおり（施行規則附則第２条に掲げる科目）であること。

ア　保健医療分野に関する理論と支援の展開
イ　次に掲げる科目のうち２科目
①　福祉分野に関する理論と支援の展開
②　教育分野に関する理論と支援の展開
③　司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
④　産業・労働分野に関する理論と支援の展開
ウ　次に掲げる科目のうち２科目
①　心理的アセスメントに関する理論と実践
②　心理支援に関する理論と実践
③　家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
④　心の健康教育に関する理論と実践
エ　心理実践実習

⑸　平成29年９月15日より前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であって、平成29年９月15日以後に心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて当該大学院の課程を修了したもの

なお、必要な科目は４の⑷に掲げる科目と同様である。

⑹　平成29年９月15日より前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則附則第４条に定める者であって、平成29年９月15日以後に同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めてその課程を修了したもの

なお、大学での必要な科目は次のとおり（施行規則附則第３条に掲げる科目）であり、また、大学院での必要な科目は４の⑴のイに掲げる科目と同様であること。

ア　次に掲げる科目のうち３科目
①　心理学概論
②　臨床心理学概論
③　心理学研究法
④　心理学統計法
⑤　心理学実験
イ　次に掲げる科目のうち４科目
①　知覚・認知心理学
②　学習・言語心理学
③　感情・人格心理学
④　神経・生理心理学
⑤　社会・集団・家族心理学
⑥　発達心理学
⑦　障害者・障害児心理学
ウ　次に掲げる科目のうち２科目
①　心理的アセスメント
②　心理学的支援法
③　心理演習
④　心理実習
エ　次に掲げる科目のうち２科目
①　健康・医療心理学
②　福祉心理学
③　教育・学校心理学
④　司法・犯罪心理学
⑤　産業・組織心理学
オ　次に掲げる科目（４の⑹のエの２科目のうち１科目が健康・医療心理学である場合にあっては、②又は③に掲げる科目）のうち１科目
①　健康・医療心理学
②　人体の構造と機能及び疾病
③　精神疾患とその治療

⑺　平成29年９月15日より前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則附則第４条に定める者であって、施行規則第５条で定める施設において、２年以上法第２条第１号から第３号までに掲げる行為の業務に従事したもの

なお、大学での必要な科目は４の⑹に掲げる科目と同様である。

⑻　平成29年９月15日時点において法第２条第１号から第３号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして施行規則附則第５条に定める者であって、次の各号のいずれにも該当するに至ったもの

ア　法附則第２条第２項第１号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会（以下「公認心理師現任者講習会」という。）の課程を修了した者
イ　施行規則附則第６条で定める施設において、法第２条第１号から第３号までに掲げる行為を５年以上業として行った者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　全ての受験者が提出する書類等
㋐　受験申込書　施行規則様式第１により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。
㋑　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名と生年月日を記載すること。

イ　４の⑴又は⑹に該当する者が提出する書類　卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）及び修了証明書並びに科目履修証明書

ウ　４の⑵又は⑺に該当する者が提出する書類　卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）及び科目履修証明書並びに実務経験証明書

エ　４の⑶に該当する者が提出する書類　公認心理師試験受験資格認定書の写し

ただし、一般財団法人日本心理研修センターに当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けなければならない。

オ　４の⑷又は⑸に該当する者が提出する書類　修了証明書及び科目履修証明書

カ　４の⑻に該当する者が提出する書類　実務経験証明書及び公認心理師現任者講習会修了書

⑵　受験に関する書類等の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類等は、平成30年５月７日（月曜日）から平成30年６月１日（金曜日）までの間に、センターの指定先に提出すること。

イ　受験に関する書類等の提出は、簡易書留郵便によるものとし、平成30年６月１日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。